様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　2月　28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃきゅうしゅうたぶち  一般事業主の氏名又は名称 株式会社九州タブチ  （ふりがな） つるがの みお  （法人の場合）代表者の氏名 　 鶴ヶ野　未央  住所　〒899-4317  鹿児島県霧島市国分上野原テクノパーク11番8号  法人番号　3340001007222  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 九州タブチにおけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　10月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  　公表場所：<https://ai120nbjo5.smartrelease.jp/assets/download/TBC-DX.pdf>  　記載ページ：2ページ  「１． 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性」 | | 記載内容抜粋 | データ活用やデジタル技術の進化によるスマートファクトリー化は今後当社が存続するためには欠かせない要素であると認識しており、それを推進するための戦略として、「当社におけるDX戦略について」を掲げ、発信しています。  DX方針  「持続可能なスマートファクトリーの実現に向けてＤＸを活用強化し、新たな価値創造に取り組みます」  ○コア事業の機能強化  　・AI、IoTを駆使したムダのない製造  ○経営基盤の強化  　・働きやすい職場、働きがいのある職場づくり、職場環境の整備  　・デジタル化、ペーパーレス化、RPA、省人化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている部長会において承認された方針に基づき作成された内容であって、公表媒体に記載されている事項です。  ※当社の経営会議である部長会とは当社代表取締役社長が中心となり、取締役及び実質的な執行役員となる総務部長、生産管理部長、経営企画部長(前記3名及び取締役は当社の部長職の全てとなります)が参集し、定期的・継続的に行われる会議であり、組織運営についての課題を直接話し合う会議となっています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 九州タブチにおけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　10月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所  <https://ai120nbjo5.smartrelease.jp/assets/download/TBC-DX.pdf>  掲載箇所：3ページ  「2． 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略」 | | 記載内容抜粋 | ① 業務オペレーションの変革  ルーティンワークの工数削減や、迅速なフィードバック、一貫性のあるデータ管理のために、IT、RPA、AIなどのデジタル技術を活用し、業務効率や生産性アップ、品質の向上を目指します。    ② スマートファクトリー化によるものづくりの変革  IoTやAIといったデジタル技術を活用した見える化や自動化を促進し、市場競争力を強化するとともに、ゲーミフィケーションを取り入れた成長を実感できるしくみを構築し、働きがいに繋げていきます。 　具体的には生産活動を常にモニタリングすることで、連続した計測値として製品生産時間を把握し、個人の特性やその時々の諸条件の変化がどのように影響しているか等と合わせて分析することによって、作業者一人ひとりのモチベーションアップにつながるようなデータ提供を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている部長会において承認された方針に基づき作成された内容であって、公表媒体に記載されている事項です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：4ページ  「３． 戦略を効果的に進めるための体制」  「３-1． 人材育成」 | | 記載内容抜粋 | DX 推進課を設置し、取締役社長を統括責任者、DX 推進課長を実務責任者とします。 DX推進課は全社横断的な部門とし、デジタル技術を活用し全部門の業務上の生産性向上と、デジタル人材教育を確実に推進します。  DX化に適した社内体制を構築するために、以下のスキルを高める教育を行います。  ・DXの必要性を理解させる。 DXの必要性を理解させるためには、経営層から社員まで、DXの目的やメリットを明確に伝える必要があります。また、DXによってどのような変化が起こるのかを具体的にイメージできるようにします。  ・デジタル技術を学ばせる。 DX人材には、デジタル技術を活用してビジネスに新しい風を起こすことができる能力が求められます。そのため、デジタル技術を学ぶ機会を提供します。  ・継続的に学習する機会を提供する。 デジタル技術は日々進化しています。そのため、DX人材には、継続的に学習する機会を提供します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：6ページ  「４． 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策」 | | 記載内容抜粋 | ① 業務改善の為、AI、RPA、BIツール、等の活用をすすめます。  ② 全工程を追跡できるトレーサビリティシステムを構築し、管理業務の効率化と作業性の改善、生産コストの低減を実現します。  ③ 情報セキュリティに留意し、悪意のあるアクセスから企業・組織が保有する情報資産をサイバー攻撃や内部不正から情報を守ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 九州タブチにおけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年　10月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  <https://ai120nbjo5.smartrelease.jp/assets/download/TBC-DX.pdf>  記載箇所：7ページ  「５． 戦略の達成状況に係る指標の決定」 | | 記載内容抜粋 | DX推進による業務改善の指標として下記KPIを設定し、継続的な改善をすすめます。  ・デジタライゼーションによる業務改善時間（時間ｈ/年間）  ・スマートファクトリー化による人時生産性の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　10月　10日 | | 発信方法 | 発信方法：当社ホームページに掲載  <https://ai120nbjo5.smartrelease.jp/assets/download/TBC-DX.pdf>  記載箇所：8ページ  「６．実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信」 | | 発信内容 | ・DX戦略をDX推進課の方針へ落とし込み、進捗を管理します。  ・２週間に1度開催される役員会（推進会議）にてDX推進課による活動事例の計画・進捗・成果を報告します。  制定　2024年9月24日  株式会社九州タブチ  代表取締役社長　鶴ヶ野未央 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～継続中 | | 実施内容 | 経済産業省「DX推進指標」による自己診断を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～継続中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION 制度に基づきセキュリティ対策自己宣言にて二つ星を宣言し、推進しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。